

一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和 8 年 2 月 19 日

長崎県島原振興局長 吉田 稔

1. 一般競争入札に付する事項

島原振興局総合庁舎宿日直業務委託

2. 競争入札参加資格条件

この公告の前日までに長崎県内に本店等を有している者（個人の場合は、長崎県内に住民登録をしている者）、又は県内に支店等を有し当該支店等において常勤の従業員を雇用している者。

3. 一般競争入札に参加することができない者

- (1) 令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 原則として 1 年以上の営業実績を有しない者
- (5) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (6) この告示の日から入札日の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

4. 入札参加者の資格及びその審査

- (1) 入札参加者の資格は、令第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
- (2) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率（売上高当期利益率、固定長期適合率及び流動比率）
 - オ 宿日直業務契約実績（2 件以上）

5. 資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期

この告示の翌日から令和8年3月3日（火）までの間（県の休日を除く）の午前9時から午後5時までとする。

（2）申請書等の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から6に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

なお、長崎県ホームページの入札・調達情報から入手することもできる。

アドレス：<https://www.pref.nagasaki.jp/object/nyusatsu-chotatsuoho/gyomuitaku/index.html>

（3）申請書等の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、令和8年3月3日（火）までに6に掲げる場所に持参または郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、書留郵便により行うものとし、同日までに必着とする。（正本1部及び写し1部）

ア 誓約書

イ 法人にあっては登記簿謄本（履行事項全部証明書）

ウ 個人にあっては次の（ア）、（イ）及び（ウ）

（ア） 本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書

（イ） 住所地の市町村長が発行する住民票

（ウ） 法務局が発行する成年後見登録制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

エ 県税に関し未納がないことを証する証明書

オ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの宿日直業務委託契約証明書（様式第3号）（2件以上の実績を記載すること。）

※キの契約履行実績については、委託期間が6ヵ月以上の契約を対象とする。なお、複数年にわたる委託契約については1年単位を1件の契約とみなし、残期間が6月以上の場合、残期間も1件とみなす。

※提出書類は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

（4）申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規定（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

6. 申請書等の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

[住所] 〒855-8501 長崎県島原市城内1-1205

[名称] 長崎県島原振興局管理部総務課総務係

[電話] 直通 0957-63-5036

7. 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により令和8年3月6日（金）までに通知（郵送）する。

8. 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和8年3月31日までとする。

9. 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第4号）を提出しなければならない。

- ・商号又は名称
- ・所在地
- ・代表者
- ・使用印鑑
- ・電話番号

10. 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が3の(1)又は(6)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、3の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、その事実があつた後3年間は競争入札に参加させない。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が3の(2)に該当するに至った場合も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
競争入札参加資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。